

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1   | 1号機 | 主復水器連続洗浄装置(A1)において、ボール回収器(A)下部に微少穴があき、海水漏れ(鉛筆の芯程度)が認められたため、当該部を点検補修。               | G    |    |
| 2   | 1号機 | 主復水器連続洗浄装置(C2)ボール回収器(F)点検時、内面ライニングに剥離(4箇所)が認められたため、当該部を補修。                         | G    |    |
| 3   | 1号機 | 原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器の現場制御盤において、押しボタンスイッチ(プリコート開始)の動作不良(戻りにくい)が認められたため、当該スイッチを交換。         | G    |    |
| 4   | その他 | 一次水処理装置において、薬注ポンプ(A)に注入不良(注入しない)が認められたため、当該ポンプを点検修理。                               | G    |    |
| 5   | その他 | 構内(企業棟付近)の電話交換機の増設工事において、発電所レイアウト委員会の審議が必要なところ、誤認により審議なしで工事を実施していたことが認められたため、注意喚起。 | G    |    |
| 6   | その他 | 一次水処理装置において、真空装置(A)冷却水流量確認用フローガラスに汚れが認められたため、当該フローガラスを点検清掃。                        | G    |    |
| 7   | その他 | 原子力安全・保安院へ提出する原子力発電所運転状況(2号機4月分)の社内確認において、記載漏れ(定期検査の停止時間)が認められたため、当該部を記載及び対応検討。    | G    |    |
| 8   | その他 | 4号機主冷凍機点検用冷媒ポンペを業務車で構内運搬時、ポンペが揺れて業務車のガラスに接触し、同ガラスが破損したため、注意喚起。                     | G    |    |